

平成24年第1回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成24年1月20日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時

平成24年1月20日（金曜日） 午前11時00分～午前11時36分

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 2番 佐藤文子 | 10番 富岡喜芳 | 15番 渡邊秀俊 |
| 16番 高橋敏英 | 22番 本間輝男 | 25番 橋村誠 |
| 30番 鎌田正 | | |

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

市民部長：元吉 峯夫 国保年金課長：小野地淳司
国保診療所事務長：高貝 忠造

議会事務局職員出席者

参事 竹内 徳 幸

審議案件

- 第1 議案第1号 大仙市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定について
 - 第2 議案第7号 財産の無償貸付けについて
 - 第3 議案第8号 財産の無償貸付けについて
 - 第4 議案第9号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第12号）
 - 第5 議案第10号 平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
-

午前 11 時 00 分 開会

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。本日の本会議において、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査いたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

始めに、元吉市民部長からごあいさつをお願いいたします。

○市民部長（元吉峯夫） おはようございます。本日総務民生常任委員会でご審議いただきます市民部所管の議案は、平成 24 年 1 月 1 日から法人化する国民健康保険診療所及び民営化する太田国民健康保険歯科診療所に係る議案であり、大仙市国民健康保険診療所条例の廃止、財産の無償貸し付け 2 件、平成 23 年度大仙市一般会計補正予算、平成 23 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算の合計 5 件であります。詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、これより審査いたします。なお、説明は座ったままで結構です。

はじめに、議案第 1 号、「大仙市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 1 号 大仙市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定についてであります。次の 2 ページ 3 ページであります。太田国民健康保険診療所につきましては、経営及び医師の定着を含めた運営が課題となっていることから、医師の裁量による経営の自主性の尊重及び経営の効率化を図るため、市としても出資し、新たに医療法人を設立し、法人化することから、市立診療所を廃止するものであります。

また、太田国民健康保険歯科診療所につきましては、近隣に民間歯科医院が開設され、設置当初の目的が果たされていることから、市立歯科診療所を廃止するものであります。そうしたことから、大仙市国民健康保険診療所条例を廃止するものであります。同条例の廃止に伴い、附則において、大仙市国民健康保健事業特別会計直営診療施設勘定財政調整基金条例の廃止、大仙市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の廃止及び大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を、併せて行うものであり

ます。施行期日は平成24年4月1日とし、国民健康保険事業特別会計診療施設勘定財政調整基金条例の廃止につきましては、公布の日としております。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 法人化するということを前提にしていろいろ手続き、条例等々も変わってきているわけですが、本来法人化するという目的に上げてある赤字続きの経営を改善するという、そして医師の経営の自由化・多角化が図られるということに上げていくわけですが、事実上市も出資して理事に入り経営に参画してやっていくということで、本来の自立した法人化というふうには言える状況にはないものだと思いますけれども、こういう事で先ほど話した、この法人化によって得られる考え方が、現在診療所を法人化にすることで本当になんかえられる問題だと思っているのかどうか、そのへんをお知らせください。

○委員長（渡邊秀俊） はい、部長。

○市民部長（元吉峯夫） 今回の医療法人による経営につきましては、先生方とも経営改善という、協議をしていく中でいろいろ検討して参った事項でございます。で、医療法人を設立してそちらの方に診療をお任せするというのは、一つにはお医者さん、勤務医ですとなかなか定着していただけることが難しいという実態がございました。まずそのことを解消するというところでございました。それから、やはり勤務医と自分で経営されている医院ということになりますと、医療への思いとか、そういう取組方も当然違いますし、そういったこともいろいろ先生とご相談させていただいて、医療法人を設立してお任せするとしたものであります。その際、市からも財政調整基金分4千万円を出資することといたしましたのは、やはりこれまで公営で太田地域を中心とした医療を担ってきた診療所でございますので、そこから市の関与がいきなりなくなってしまうということは、やはりその地域に住んでいらっしゃる方々の不安にもつながりますし、そういったこれまでのいろいろな経緯も考えまして、引き続き市も病院の経営安定のための一翼を担っていきたいということで、市としても医療法人の役員として就任させていただくというような経緯になったものであります。以上であります。

あ、それから経営ですけれども、5年間の経営シミュレーションしておりますけれども、医療収入を過大に見積もらないようにということで、過去5年間の中で一番営業収益が

少なかったものをベースに5年間のシミュレーションしております。そのシミュレーションの中では、市から補助金が出ていくわけですけれども、医療法人として十分、経営としてやっていけるというふうなふうに考えているところでございます。以上であります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） お医者さんが、開業されているお医者さんが、経営的にも、ほとんど開業してまもなく経営が、見通しが立つというふうなところには、やっぱり施設もそれなりの規模にし、職員の人件費等も民間の経営に見合った抑制方をしながら、たいへんな経営努力をされて、診療、患者さんの、診療収入を上げて経営を成り立たせているというふうなのが現状です。そしてやっぱり自分で作った病院だから自分でしっかりと確保していかなければならないというふうなことで、お医者さん方もたいへんがんばって開業されているわけですけれども、太田の診療所に関しては、財産もほとんど無償貸与という格好でありまして、市の財産でありますし、そして補助金も出す、出資金も出す、職員についての身分保障と賃金の保障もしていくというふうな形なわけですので、ほとんどこれまでの経営のあり方としては変わらない、そういうふうな中で、お医者さんの経営改善に向けた意欲というふうなことがいったいどれだけ引き出せるものなのかどうか、そのへんについてはいかがですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） これまで、現在の阿部所長と私ども、市長も含めまして何度か経営のスタンスとか経営の方針とかというのを、詳細についてお話をさせていただいております。阿部先生自身、この地域医療にかける熱意が、相当のものをお持ちでございます。それから病院の経営の体制についても前向きに取り組んでいくというふうなお話をたびたび伺っているところでございます。市からは一応看護師を派遣した場合その差額法人との給料との差額を支給するというようにしておりますが、現在派遣の意向について、職員の意向調査をしておりますので、これは、もし仮に派遣を希望するという方がいればその差額を支給していきますという、そして身分も保障していきますよということでもありますので、その点についてはまだ流動的な部分がございます。私どもについては、今の阿部先生に、市で医療法人を設立して太田の診療所の経営をお任せしていけば、何度も申し上げるようですけれども順調に経営が成り立っていくのではないかとこのように思っております。ただ、あそこの施設はご案内のように敷地が広い、それから

周りに垣根があったり、それから駐車場もたいへん広大であると、それから建物設備もかなり大きなものでございますので、そういったことの全てをいきなり、設置したばかりの法人にお任せすると、経営的にも難しいのではないかということで、市の方である程度の部分については、市の支援、関与していくというようなお約束で医療法人の経営をお願いするというふうなものでございます。

○委員長（渡邊秀俊） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 実際に阿部先生の診療の中身は、何々を、何科を標榜してやられているのでしょうか。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 現在国保診療所で標榜している科目は、内科、外科、小児科でございます。新設される医療法人の標榜科目は、内科、胃腸科、消化器科、小児科、リハビリテーション科を標榜する予定でございます。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと確認の意味で、この条例を廃止することによって、それは問題ないんだけど、これ旧町村、合併時代から基金を積み残してきた中で、基金が今現在あることあるしべ。はっきり申し上げて。それで、基金あるはずなので、これ廃止した場合、4千万今ここに投入するということは、それが原資なのかどうか、まず一つ。もう一つは、残った場合国保関係に繰り入れするのかどうか、性格上それが出来るのかどうか、そういう点も含めてちょっと確認します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 後で、一般会計それから特会の方でご説明いたしますけれども、今回基金条例廃止と同時に全額を無くすという形です。いま4,342万1千円基金があります。これを、4千万は先ほどの出資金、拠出金として、残りの342万1千円を、いまの、要するにリハビリ機器を買う財源として取り崩します。全部基金はなくなると、廃止してお金がないと、キャッシュはないという形になります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 敢えて申し上げればしよ、これ市民部長しよ、説明のときそれ説明してければ、議員の人方非常にわかりやすかったというのが私の要望です。というのは、4千万基金入れるというとか、1,100万貸し付けるとかって説明するときに、実は太田時代からこういう基金でやってきたと、けども、この基金ではもうやっていけないということで今回こうだと、で、今の4千万はこれに投入するんだと、残りはこっち

さ入れるという説明していただければもっとわかりやすかったという意味だし。あと終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 本条例案は、太田国保診療所の廃止と法人化を前提とした条例案であります。いずれ、太田診療所の今後の経営については、寒村、閑散の地域においてただ一つしかない診療所を運営経営していく事は市の責任としてやっていかなければならないものだと思います。赤字が続いている診療所だからこそ地域住民の医療福祉を守る砦として市が責任を持ってやっていかなければならないところだと思います。こうした事態の中で法人先にありきとして手続きを行うことには賛成できません。法人化をしないで直営で経営を続けることが今必要なのではないかという立場から反対いたします。

以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 他に討論はありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 賛成討論にします。私は、地方の医療に関しては、佐藤議員言われることも理解できますが、行政ですべからく健康福祉をやっていける時代は、ある程度限界があるという流れの中では、やはり、医者である、お医者さんなりそういう方々のご意見を聞きながら地域の声として、やはり残っていただくような形を取るとすれば、市民と行政が、そしてそれをやるお医者さん方との協議の中で、やはり市民一体型の健康医療というものを考えるならば、こういう方向も一つだと思います。私は賛成の討論をいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） はい、なければ討論を終結いたします。

これより挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（6人中5人挙手）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第7号、「財産の無償貸付けについて」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案書の9ページをお願いします。

議案第7号 財産の無償貸付けについてであります。太田国民健康保険診療所につきましては、診療所を法人化するにあたり、診療所の建物、土地及び備品を、大仙市財産の交換、譲与無償貸付等に関する条例の規定に基づき、法人に対して無償で貸し付けることとしておりますが、医師住宅及び車庫につきましては、医師個人に無償で貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。財産の所在、種別につきましては、大仙市太田町横沢字窪関南501番、建物、木造2階建て住宅177.15㎡、鉄骨造り車庫66㎡、貸付の相手方、阿部道浩であります。以上よろしくをお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろ態度の判断材料として一つだけお尋ねいたします。結局この無償貸し付けという、住宅・車庫の貸付は、法人化をしようがしまいが、法人化することが必要でこういう措置を取らなければならないというふうなことなのかどうか、そのへん教えてください。法人化しなくても個人に貸し付ける市の財産を個人の貸し付ける場合には無償の貸付という、こういう単行案を出さなければいけないのか教えてください。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 今は普通財産の貸付になりますので、建物、車庫、病院もそうですが、病院の場合については医療法人に貸し付けますのでこれは議会の議決はいらないことになり、公益的な法人ですので。個人に普通財産を貸し付ける場合は、無償の場合は議会の議決を経なければいけないということで、こういう手続き、議会の議決を求めるということであります。

○委員（佐藤文子） そうすると、法人化しようがしまいが個人に貸し付けるというふうなことでの議案というふうなことで考えていいんですね。

○市民部長（元吉峯夫） いろいろな検討の中で、医師住宅として使われているものと車庫を医療法人に貸し付けるという方法も選択肢の中にはあったわけです。そうすると議

会の議決は必要なかったわけでありまして、本来医師住宅を廃止して普通の住宅になりますので、そうするとその普通財産は必ずしも医療法人が医療行為を行う上で必要な財産だろうかという検討をいたしまして、そうであれば現在お住まいになっている阿部先生の方へこれまでどおり無償で貸し付けた方が自然であろうということで今回の提案になったものであります。

○委員（佐藤文子） わかりました。そうすれば別に問題ない。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、同意することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、同意すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第8号、「財産の無償貸付けについて」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案書の10ページをお願いします。

議案第8号 財産の無償貸付けについてであります。太田国民健康保険歯科診療所につきましては、平成23年度をもって施設を廃止することとしておりますが、現在勤務している医師が個人で診療を継続したいとしていることから、現在の歯科診療所の土地、建物、医師住宅及び車庫を医師個人に無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。財産の所在、種別につきましては、大仙市太田町横沢字窪関南501番、土地1,256.42㎡、建物、鉄骨造り診療所412㎡、木造2階建て住宅191.44㎡、鉄骨造り車庫66㎡、貸付の相手方、池田いずみであります。以上よろしくをお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、同意することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、同意すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第9号、「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」の内、総務民生常任委員会所管分について議題といたします。所管する補正予算について説明をお願いします。小野地 国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第9号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第12号）につきまして、ご説明いたします。大変恐れいりますが、補正予算書の8ページをお開き願います。歳出の4款衛生費1項1目保健衛生総務費の70事業、法人立医療施設拠出金、4千万円の補正でございますが、市の特別会計で運営している、太田国民健康保険診療所を平成24年4月から医療法人の運営に移行することに伴い、その経営基盤の確立を図るため4千万円の基金拠出金の補正をお願いするものであります。なお、国保特別会計直営診療施設勘定財政調整基金のうち、4千万円を財源充当するものであります。

次に、6目保健事業費の91事業、診療所勘定特別会計繰出金、1千百51万7千円の補正であります。太田国保診療所の医療法人化に伴い、リハビリ診療等の充実を図るため、ベット型マッサージ器のほか医療機器の購入費及び電子カルテの導入費について、一般会計から国保診療所勘定特別会計への繰出金の補正であります。なお、繰出金1千百51万7千のうち、財源として国保特別会計直営診療施設勘定財政調整基金繰入金4千3百42万1千円のうち3百42万1千円を充当しております。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 診療所の医療内容を充実させていくことには何ら異論あるものではありません。法人化になろうがなるまいが、これは住民の要望に応じて充実させていく、

そのことには異論のないものであります。先ほど議案1号で聞きましたが、今阿部先生が今後どのような診療科を標榜していくのかというところで、お答えが、内科、胃腸科、消化器科、小児科、リハビリテーション科というふうになりました。補正予算に組まれているその医療機器の中身には、主にリハビリテーションに係わる医療機器というふうなことであったように思います。その中身を見ますと、マッサージ器だとか自動間欠けん引装置、あるいは低周波治療器といった中身なわけですが、これらははっきり言って先生の整形外科的な治療方針があって始められる機械だと私は思っております。そういう意味で、整形外科的な治療、いわゆる頸椎ねんざでもいいですし、腰を引っ張る脊椎、ヘルニアだとか、こういった、はっきり言えば、これらの機械を使う上で、整形の、診療があって初めてこれらが利用されるというふうなものだと思いたいますが、そういう意味で阿部先生は、整形外科の診療というふうなものに今後拡大していく方なのかどうか、そのへんちょっと教えていただきたいと思いたいます。

○委員長（渡邊秀俊） 高貝事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 今回の補正でお願いしましたものはリハビリに使われるような備品の購入ということでございます。現在改修工事を進めておりまして、リハビリテーション室が約八十何平方メートルくらいになります。こういう機械を入れながら、整形外科的なものを取り入れていきたいという考えのようです。将来的には理学療法士なりを使った形でのリハビリも行いたいという意欲を持っておられるようです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） かなり高齢化が進んで、そして膝が痛い方がいたり背中が痛い、腰が痛い、こういう方々が地域の診療所にはたくさん雇われるわけですので、当然けん引だとかマッサージだとかそういったものは必要でしょうけれども、その前段の診療において、この整形外科治療というふうなことが本当に出来る先生がやはり病院の、診療所の経営にとっても今後たいへん重要だと私は思いたいますので、その阿部先生が今後リハビリ、療法士なども入れてリハビリテーション部門を充実させていきたいというふうなのであれば、大いにそのへんを市としてもフォローしていくべきだというふうに私は思いたいますので、そのへんの確認をさせていただいたところですので、以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっとお聞きします。ちょっとこの内容からいけば、申請要件に必要な基金財源なる市の出資金4千万を補正するものということ書いてあるんだけど

も、医療法人として申請する場合、どれだけの財源が必要で、市の4千万というの出資金全体の中でなんぼ占めているのかちょっと確認します。というのは、全く4千万が基金なのか、阿部先生という方が出資金を出して、それさ4千万を足していくのかどうか。それによって言い方悪いけれども発言権があるのかねが、そこら辺確認しますのでちょっとお聞きします。

○市民部長（元吉峯夫） 現在医療法人の設立の仮申請中でございます。それで当然基金の申込募集の公示しますけれども、市から4千万、阿部先生から100万円ということで考えております。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） 本間委員。

○委員（本間輝男） 確認でしたので、敢えて我々もその点だけは覚えておく必要があると思いましたので敢えて聞きました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第10号、「平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。診療所勘定について説明をお願いします。高貝国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 議案第10号、平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。補正予算書の15ページをお開き願います。今回の補正は、診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11,517千円を追加し、歳入歳出予算の総額を192,335千円とするものでございます。事項別明細書でご説明申し上げます。20ページをお開き願います。

歳入でございます。5款・2項・1目一般会計繰入金11,517千円の追加でございます。次のページをお願いいたします。歳出でございます。2款医業費1項医業費1目医療用機械器具費、10事業医療用機械器具費11,517千円の追加でございます。内容につきましては事業説明書でご説明いたします。事業説明書の2ページをお開き願います。4月からの医療法人化に向けて、充実した医療環境の整備を目的に現在、診察室と検査室の移設やリハビリ室の新設などの改修を行っております。これに合わせて、リハビリ室に必要なベッド型マッサージ器、能動型自動間欠けん引装置、干渉波型低周波治療器を備えるものでございます。電子自動解析付心電計は、更新するものでございます。電子カルテシステムは、診察後すぐに会計ができること、会計入力が必要となり事務負担が軽減され、カルテが電子化され保管スペースが不要となるなどのメリットがあります。これらの機器は他の医療機器と合わせ新設される医療法人に無償貸与されるものであり、更なる地域医療の充実に役立てられるものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会に付託された事件の審査は終了いたしました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時36分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊